

## 食品の期限表示の改正について

### 1 食品の表示の改正

食品の表示は、「食品衛生法」や「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（以下「JAS法」という）」など多くの法律によって規制されています。しかし、それぞれの法律では整合性が取れておらず、用語や定義が統一されていません。

一昨年以降、食品の生産地を偽るなど、食品への信頼を大きく裏切るような不正表示事件が相次いで発覚し、これを契機に食品の表示について、今後数年間で見直されることになりました。

### 2 食品の期限表示の統一

そこで、まず多くの消費者からわかりにくいという指摘のある期限表示について、「食品衛生法」で使われている「品質保持期限」と、「JAS法」で使われている「賞味期限」の2つの異なる用語が統一されました。

#### 「品質保持期限」と「賞味期限」が「賞味期限」に

品質の劣化が比較的緩やかな食品（清涼飲料水、即席めん類、冷凍食品など）の期限表示については、食品衛生法に規定する「品質保持期限」やJAS法に規定する「賞味期限」のいずれの用語を用いても良かったのですが、今回の改正により、「賞味期限」に統一されました。

#### 「消費期限」は変わらず「消費期限」に

品質の劣化が速い食品（弁当、惣菜や生菓子など）の期限表示については、両法とも「消費期限」という表現のため、そのまま「消費期限」と記載することとなりました。

### 3 「賞味期限」と「消費期限」の違い

「消費期限」を記載する食品は、品質が急速に劣化しやすい食品で、下図に示すように、定められた方法で保存した場合に、製造日を含めておおむね5日以内の期間で品質が劣化する食品です。

「賞味期限」を記載する食品は、定められた方法で保存した場合に、5日以上で数ヶ月にわたって品質が確保される食品です。

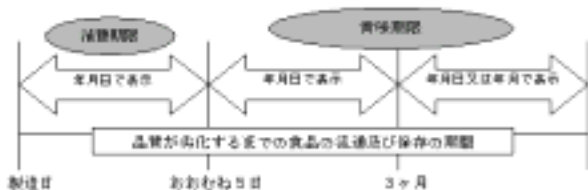


図 期限表示のイメージ図

いずれの期限表示とも、「年月日」まで表示しなければなりません。製造日から賞味期限までの期間が3ヶ月を超えるものについては、「年月」のみで表示してもよいことになっています。

### 4 新しい期限表示の定義

「食品衛生法」と「JAS法」の期限表示の用語が統一されるとともに、定義についても、下記のように統一されました。

新用語	新定義
消費期限	定められた方法により保存した場合において、腐敗、変敗その他の品質の劣化に伴い安全性を欠くこととなるおそれがないと認められる期限を示す年月日をいう。
賞味期限	定められた方法により保存した場合において、期待されるすべての品質の保持が十分に可能であると認められる期限を示す年月日をいう。ただし、当該期限を超えた場合であっても、これらの品質が保持されていることがあるものとする。

なお、賞味期限の新定義の中で、下線の部分が新たに追加されました。これは「包装食品の表示に関する国際食品規格」(Codex規格)の定義の中にある表現を反映させたものですが、期限を過ぎた食品が直ちに食べられなくなるわけでもないにもかかわらず、すぐに捨ててしまう消費者の方も多いため、食品資源の有効活用の観点から消費者啓発を目的として加えられたもので、従来と用語の意味は変わっていません。

### 5 食品の期限設定の根拠

食品の期限は、製造される食品の特性、品質変化の要因や製造時の衛生管理状態などの食品に関する知見や情報を有している食品の製造者が設定するものです。

設定に当たっては、前述の知見や情報に加え、微生物試験、理化学試験、官能試験などを含め、これまでの商品開発などにより蓄積された経験や知識を有効に活用し、科学的・合理的な根拠に基づいて設定されます。

### 6 おわりに

以上、期限表示の改正について述べましたが、今後も加工食品および生鮮食品の原産地表示（JAS法）やアレルギー食品の表示対象品目の見直し（食品衛生法）が予定されており、安全で安心な食品が製造されることが望まれます。

#### 参考資料

食品衛生研究 Vol.53, No.11(2003)

厚生労働省 ホームページ

加工食品に関する共通Q&A（第2集：期限表示について）

【環境衛生担当】